

# 中山間地域等直接支払制度の継続と改善

提案・要望先 農林水産省

## 提案・要望の要旨

- ◎ 中山間地域等直接支払制度の継続と改善
  - ・ 農用地の面積要件を緩和するなどの改善
  - ・ 米の生産調整との整合性要件の廃止

## 現状と課題

### 【現 状】

- ◎ 平成15年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況

制度対象見込総面積	交付金対象面積	割合	備 考
10,019ha	5,591ha	56%	集落協定777、個別協定7

制度対象自治集落数	協定締結自治集落数	割合
1,194	642	54%

### 【課 題】

- ◎ 直接支払制度は平成16年度までの5年間実施されることになっていますが、平成17年度以降の次期対策の有無が明らかにされていません。
- ◎ 当県の実態と比較して交付要件が厳しいため、協定締結率（面積）が全国平均と比べ低い状況にあります。
  - 1 米の生産目標数量と県産米の需要の実態との乖離が大きいなかで、集落協定認定要件である「米の生産調整」との整合性を図ることが困難となっています。
  - 2 対象農用地である農振農用地面積が1ヘクタール未満の自治集落が多いなど、集落協定締結要件の確保が困難になっています。
- ◎ 当県で直接支払制度を推進していくためには、次期対策継続の早期決定とともに、今までの取り組みの中で明らかになった推進上の課題・問題点を踏まえた制度の改善が必要となっています。

## これまでの取り組み状況等

- ◎ 集落協定を締結した集落の活動を支援する県単独の集落再生特別対策事業（集落が共同で行う小規模な基盤整備、共同利用のための機械施設整備、高齢者を対象としたレンタルハウス整備）を平成15年度まで実施してきましたが、平成16年度からの新規事業である中山間農業活性化事業でも集落の取り組みを支援していくこととしています。

## 提案・要望の具体的内容、参考図書等

- ◎ 中山間地域等直接支払制度の継続と改善
  - 1 本制度の導入により中山間地域の耕作放棄地の増加に一定の歯止めがかかるなど多面的機能の維持に効果が上がっているため、平成17年度以降も本制度を継続すること  
その際、当県のように急峻な山間部が多い地域では狭小な農地が多いため、農用地の面積要件（1ヘクタール以上）を緩和するなど、地域の実情を踏まえた制度の改善を図ること
  - 2 本制度と異なる政策目的で実施されている米の生産調整との整合性についての要件を廃止すること

### 【本件に関する連絡先】

	高知県農林水産部農山村振興課	高知県東京事務所
所在地	〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52	〒100-0013 千代田区霞が関3-3-1 尚友会館1階
TEL	088-821-4513	03-3501-5541
FAX	088-821-4519	03-3501-5545
E-mail	160101@ken.pref.kochi.lg.jp	120102@ken.pref.kochi.lg.jp
担当者 職・氏名	農山村振興課長 岡元 廣光 まちむら交流班長 山崎 真弓	主幹 都築 一元